

令和4年度アイヌ文化魅力発信事業委託業務
企画提案説明書

1 業務の目的

ウポポイをはじめ道内アイヌ関連施設やアイヌ文化とゆかりのある地域（以下、「道内アイヌ関連施設等」という。）について、他の地域資源と連携しながら、道内外の幅広い層に向けて魅力発信を行うとともに、アイヌの食文化を活用した新たな魅力づくりなどにより、ウポポイへの来訪意欲の更なる向上とあわせ、道内アイヌ関連施設等への来訪を促進するなどウポポイ開業効果の地域波及を図り、アイヌ文化の振興と地域の活性化を図る。

2 業務の内容

(1) 道内アイヌ関連施設等来訪促進ニーズ調査

今後の道内アイヌ関連施設等への誘客を図るとともに、(3)の講座で活用、(4)のモデルコースを検討、(5)の情報誌作成のために、一般の方々及び関係事業者等のニーズ把握調査を実施すること。

なお、調査内容等については、道の事前確認を得るとともに、十分に協議した上で実施すること。

ア アイヌ文化への興味が高い道内アイヌ関連施設等への来訪者に対する調査

アイヌ文化への興味が高く、道内アイヌ関連施設等へ来訪する方のニーズを把握するため、次により調査し、回答の取りまとめ・分析等を実施すること。

(ア) 調査時期

令和4年11月末日までに調査の結果を取りまとめること。

(イ) 実施カ所

実施カ所は、道内アイヌ関連施設等（別紙一覧表のとおり）のほか、これら以外の施設も可能な限り対象とし、地域の偏りが無いよう選定すること。

(ウ) 調査対象

上記、道内アイヌ関連施設等への来訪者とし、有効な調査結果を得るために必要なサンプル数を検討し、確保すること。

(エ) 調査方法

次の調査項目を把握するために効率的な方法を検討し、実施すること。

なお、アイヌ文化関連施設等への来訪意欲を向上し、より多くの調査協力が得られるよう、アイヌ文化と関連した、人気が高く、全国への発信力があるマンガやアニメのキャラクター、ゆるキャラ又は著名人などとタイアップした工夫を検討し、実施すること。

(オ) 調査項目

次の項目を必須とし、その他、調査の目的達成に必要な項目を設定すること。

- ・ 居住地
- ・ 年代
- ・ 性別（男性、女性、その他、回答しない）
- ・ 既婚未婚等の別
- ・ 就業未就業、就学未就学等の別
- ・ これまで来訪したことのあるアイヌ関連施設等
- ・ 情報誌等で提供をするべき情報
- ・ モデルコースのコンテンツとして提供するべき情報
- ・ アイヌ関連施設等や宿泊施設、飲食店等で提供するべきサービス・コンテンツ
- ・ アイヌ関連施設等への誘客アイデア ほか

イ 一般に向けた調査

広くニーズを把握するため、次により調査し、回答の取りまとめ・分析等を実施すること。

(ア) 調査時期

アイヌ関連以外のイベントも含め、様々なイベント等で実施し、令和4年11月末日まで

に結果を取りまとめること。

(イ) 調査対象

各種イベント等の参加者とし、有効な調査結果を得るために必要なサンプル数を検討し、確保すること。

(ウ) 調査方法

次の調査項目を把握するために効率的な方法を検討し、実施すること。

なお、調査への協力意欲を向上させるための工夫を検討すること。

(エ) 調査項目

2の(1)のアのアイヌ文化への興味が高い道内アイヌ関連施設等への来訪者に対する調査と同様とすること。

ウ 事業者に向けた調査

アイヌゆかりの地への一般の来訪促進に向けて、アイヌ関連施設等の管理運営者及び観光等関連事業者等のニーズを把握するため、次により調査し、回答の取りまとめ・分析等を実施すること。

(ア) 調査時期

令和4年11月末日までに結果を取りまとめること。

(イ) 調査対象

次の者を対象とし、有効な調査結果を得るために必要なサンプル数を検討し、確保すること。

- ・ 道内アイヌ関連施設等の管理運営者
- ・ 旅行会社、エージェント、旅客・運輸会社（JR、バス、航空等）
- ・ ウポポイ官民応援ネットワーク構成員、その他関係事業者等

(ウ) 調査方法

次の調査項目を把握するために、紙面調査及び体験等を通じた効率的な方法を検討し、実施すること。

(エ) 調査項目

次の項目を必須とし、その他、調査の目的達成に必要な項目を設定すること。

- ・ アイヌ関連施設等への誘客アイデア
- ・ 情報誌等で提供するべき情報

(2) アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピの開発・普及

アイヌ文化への新たな関心層を発掘するため、アイヌの食文化を活用した新レシピを開発し、アイヌ文化の発信を含めた新レシピ等を広く普及をすること。

ア アイヌ料理新レシピの開発

(ア) 開発期間

- ・ 試作品のレシピは、契約締結から令和4年8月末日までに開発すること。
- ・ 試作品試食会後に改良などし、新レシピを完成させる期限は、令和4年12月末日までとする。

(イ) 開発数

道央、道東、道北、道南の4地域において、各地域で2レシピ以上、全部で8レシピ以上とすること。

(ウ) 開発者

地域のアイヌ伝統料理精通者1名以上と、道内宿泊施設や飲食店のシェフ2名以上のほか、料理研究家等（以下、「シェフ等」と言う。）とし、これらの者が連携・協力して、開発すること。

○ アイヌ伝統料理精通者の選定

- ・ プロ・アマを問わず、アイヌの伝統的料理を調理できるアイヌの人とすること。
- ・ 道央、道東、道北、道南の4地域から、各1名以上を選定すること。

○ シェフ等の選定

- ・ アイヌ料理新レシピをメニューとして、自身の勤務先で提供できるシェフ等とする

- こと。
- ・ 道央、道東、道北、道南の4地域から、各2名（2店）以上を選定すること
- (エ) 開発の条件
 - ・ アイヌ伝統料理で利用してきた、それぞれの地域の特色ある素材を活用すること。
 - ・ その他の素材についても道産食品の活用に努めること。
 - ・ アイヌ伝統料理の技法を使用すること。
 - ・ アイヌ伝統料理の原型が残っていること。
- (オ) 開発検討会の開催

アイヌ伝統料理精通者とシェフ等の連携・協力などのための検討会を開催すること。

 - 開催回数
 - ・ 各4地域において、次により計3回の開催を基本とすること。
 - ① アイヌ料理新レシピに活用するアイヌ伝統料理の選定 1回
 - ② アイヌ料理新レシピの試作 1回
 - ③ 2の(2)のイの試食会での意見等を反映させた試作品改良等の打合せ 1回
 - 開催場所
 - ・ 試作品の調理ができるとともに、関係者が参集しやすい場所を設定すること。
 - 参集範囲
 - ・ アイヌ伝統料理精通者、シェフ等、受託事業者、その他レシピ開発に必要な者
 - 留意事項
 - ・ 検討会が円滑に進むよう、アイヌ伝統料理のレシピやアイヌの精神などについて、関係者の理解を深める資料を作成すること。
 - ・ 当該資料を2の(2)イの試食会、2の(2)ウの新レシピの提供、2の(2)のエの新レシピ等の普及に活用すること。

イ アイヌ料理新レシピ試作品試食会の実施

アイヌ料理新レシピ試作品について、次により試食会を開催し、参加者からの意見や要望をとりまとめ、試作品の改良を図ること。

- (ア) 開催時期

令和4年9月～10月とすること。
- (イ) 開催場所・回数

道央、道東、道北、道南の4地域で各1箇所以上
- (ウ) 対象者

宿泊施設事業者、エージェント、飲食業者、マスコミ、一般道民等とすること。
- (エ) 開催内容
 - ①新レシピ試作品の開発趣旨や元としたアイヌ伝統料理、レシピ（素案）を発表
 - ②新レシピ試作品及び元としたアイヌ伝統料理の試食を実施
 - ③新レシピ試作品に関するアンケート調査を実施し、参加者からの意見・要望を把握
- (オ) 留意事項
 - ・ 試食会への参加を募るため、効果的な広報を実施すること。
 - ・ 試食会においては、参加者の理解を深めるため、レシピ（素案）を活用してアイヌの精神などを併せて説明すること。
 - ・ 料理の提供に必要な関係法令の手続きを適切に行うこと。

ウ アイヌ料理新レシピの提供

アイヌ料理新レシピを、道内の宿泊施設や飲食店等において一般に提供し、新たなアイヌ文化の魅力として普及すること。

- (ア) 提供時期

令和4年11月以降とし、遅くとも令和4年12月末日までに提供を開始し、その後1年程度は提供すること。
- (イ) 提供場所

アイヌ料理新レシピの開発に携わったシェフ等の勤務する宿泊施設・飲食店等。
- (ウ) 留意事項

- ・ 元としたアイヌ伝統料理、新レシピ開発の趣旨や素材、アイヌの精神などの解説を掲示すること。

エ アイヌ料理新レシピ等の普及

新レシピの普及やメニューを提供する店舗等を紹介するため、次のほか、効果的な方法でPRすること。

- ・ 新レシピや宿泊施設・飲食店等の基本情報及び料理の写真を、2の(4)のモデルコースのコンテンツとして、2の(5)で作成する情報誌に掲載するとともに、YouTube及び料理番組等でPRすること。

(3) 事業者向けアイヌ関連基礎講座の開催

来客に対応する際のアイヌに関する知識のスキルアップを図るため、宿泊施設等を対象としたアイヌの歴史や文化、アイヌの伝統料理などに関する基礎知識を学ぶ講座を開催し、講座内容を動画で保存すること。

ア 開催期間

開催期間は令和4年12月～令和5年1月とすること。

イ 開催場所・回数

開催場所・回数は、道央、道東、道北、道南の4地域で各1回以上、その他札幌で1回の計5回以上とすること。

ウ 受講対象

受講対象は、「食」に参画する宿泊施設・飲食店等の職員、旅行会社等の職員、その他とすること。

エ 講座内容

講座内容は、次の事項を必須とし、その他、修得が望ましい内容により実施すること。

- (ア) アイヌの歴史
- (イ) アイヌの世界観、価値観
- (ウ) アイヌの文化
- (エ) アイヌ語とアイヌ語地名
- (オ) 新レシピの元としたアイヌ伝統料理、新レシピ開発の趣旨や素材 など

オ 留意事項

1回の定員は100名程度とし、必要な規模の会場を確保すること。

また、講師は、客観的な視点を有する学識経験者、工芸家、学芸員等から選定し、講座の内容に応じた、教材を確保又は作成すること。

(4) アイヌ文化体験・学習等モデルコースの設定・PR

一般の方がアイヌの歴史や文化などに触れる機会を増加するため、2の(1)の道内アイヌ関連施設等来訪促進ニーズ調査を反映させ、アイヌ関連施設とその他の地域資源や2の(2)の「食」に参画する宿泊施設等を巡るモデルコースを設定すること。

また、モデルコースや地域資源について、TVやITを活用するなどして効果的にPRすること。

ア モデルコースの設定

道内アイヌ関連施設等来訪促進ニーズ調査で把握したニーズを反映し、これまでにない創意工夫をした、魅力の高いモデルコースを設定すること。

(ア) 実施期間

検討期間として令和4年12月末日までとすること。

(イ) 対象地域・設定数

道央、道東、道北、道南の4地域（域内の周遊）で各1コース以上、主要都市、拠点となる空港やウポポイからのツアーなど、複数の地域をまたぐコースを4コース以上設定すること。

なお、域内のコースは域内の主要市町村を起点終点とすること。

(ウ) PRの対象

PRの対象は、域内周遊は基本的に道内、空港を起点終点とするものは道外からの一般旅行者とし、自家用車やレンタカーのほか、効果的な公共交通機関の利用を基本とすること。

(エ) コースのコンテンツ

次の事項を必須としつつ、本事業内で得ている最新のニーズなどを十分に反映させ、コースの魅力向上が期待できるものを選定すること。

- ・ 道内アイヌ関連施設等
- ・ 新レシピメニューを提供する宿泊施設・飲食店等
- ・ ご当地グルメ食やジオパーク等の自然のほか、縄文遺跡群等の地域資源

(オ) 留意事項

- ・ コースの設定やコンテンツの選定に当たっては、地域のアイヌ関係者や観光事業者等の意見や提案を踏まえて検討すること。
- ・ 参加者が十分に楽しみ、アイヌ文化への興味と理解が高まるよう、体験プログラムなどの情報を加えて検討すること。

イ モデルコースのPR

アで設定したモデルコースをより多くの方に楽しんでもらえるよう、効果的なPRを実施すること。

(ア) 実施期間

令和5年1月～3月までとすること。

(イ) 実施方法

実施方法は、文字や静止画などによるPRは、2の(5)の「情報誌の作成」によることとし、設定したモデルコースの実体験等をTV放映やWEB配信するなど、効果の高いPRを行う。

(5) アイヌ文化体験・学習等に関する無料情報誌の作成・配布

一般の方がアイヌの歴史や文化などに触れる機会の増加のため、2の(1)ニーズ調査の結果を反映させ、2の(4)で設定したモデルコースのほか、アイヌ関連施設とその他の地域資源などを掲載した無料情報誌を作成・配布すること。

ア 作成期間

令和5年1月末日までに作成すること。

イ 無料情報誌の形態

無料情報誌の形態は、電子媒体（動画を除く）及び紙媒体とすること。

ウ 発信方法

(ア) 電子媒体の種類や発信方法などは別途協議により定めるものとするが、HPやスマホアプリ等で閲覧が可能とすること。

(イ) 紙媒体は、6万部以上作成し、目的の達成に効果の高い施設等へ、令和5年2月から3月に配布を行うこと。

エ 掲載内容

次の事項を必須とし、その他、一般からの興味を引くコンテンツとして掲載すること。

- ・ 道内アイヌ関連施設等
- ・ 新レシピとメニューを提供する宿泊施設・飲食店
- ・ アイヌ文化体験・学習等モデルコース

(6) その他の業務

ア 上記業務のほか、全国への発信力があるキャラクター等の活用により、アイヌ文化への新たなファンの獲得に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。

イ 新型コロナウイルス感染症に伴い試食会等の開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 本説明書の内容を踏まえ、事業者の自由かつ柔軟な発想をもって、事業内容を充実し、当該業務の目的を達成するための企画を提案すること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア PR業務の実施に当たって、既存のイベント等とタイアップしてイベントを開催する場合は、発生する経費（控え室、会場設営等に係る費用等）は、イベント主催者等と十分協議の上、受託者が負担することとし、併せて必要な連絡調整を行い、その際に必要な施設・設備及び人員の確保、資料などの手配を行うこと。

イ PR素材などの制作や利用に関しては、内容を精査の上、事前に委託者や関係者に確認し、著作権等の問題が発生しないようにするとともに、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者が行うこと。

なお、令和2年度ウポポイ魅力発信事業において制作したアイヌ文化トランクを利用することも可能であるため、利用に当たっては、事前に委託者へ相談すること。

ウ 事業を実施するに当たって、参加者からアイヌの歴史や文化、ウポポイなどの質問に回答できる人員を確保するなど、事業を確実かつ効果的に遂行できる体制を構築すること。

(3) それぞれの事業の企画告知、広報に当たって、効果的な時期・内容を選定した上で実施するとともに、事前に、委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

(4) 各業務の進行管理を適切に行うこと。

(5) 上記事業を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針などを踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

(6) 本事業の実施にあたり、アイヌ関係者の意見を聴取し、事業に反映させること。

4 実績報告書等

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び次の成果品を提出すること。

(1) 実績報告書

電子媒体（CD-R）1部及び紙媒体1部（A4判）を納品すること。

(2) 成果品

(2) で開発したアイヌ料理新レシピ、(3) で作成した教材や(5) で作成した情報誌など本事業で作成したもの。

(3) 著作権等

本委託業務における成果品の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報などそれぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者含まれない）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

(3) コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

6 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア 業務を実施するにあたり、アイヌの歴史・文化に関する知識を有しているか。
- イ 広告宣伝及びイベント実施やPR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。
- ウ 実施スケジュールが適切であり、提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

- ア 道内アイヌ関連施設等来訪促進ニーズ調査
 - (ア) 調査のターゲットが明確で、ターゲットに応じた回答しやすい調査方法となっており、必要サンプル数を確保するための、協力意欲の向上が図れる工夫が提案されているか。
 - (イ) タイアップするキャラクター等は、アイヌ文化と関連しており、全国への発信力を有しているか。
 - (ウ) キャラクター等とタイアップした工夫は、道内外問わず多くの人の来訪が望める魅力のあるものとなっているか。
 - (エ) ウの事業者向け調査の体験等を通じた調査は、効率的な方法が検討されているか。
- イ アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピの開発・普及
 - (ア) アイヌ料理新レシピの提供にあたり、提供しやすい工夫及び求めやすい価格設定となる提案がされているか。
 - (イ) アイヌ料理新レシピの普及にあたり、多くの人が食べたくなる又は作ってみたくなるような効果的なPR方法が提案されているか。
 - (ウ) 道内ゆかりの食材（ジビエ・山菜など）が積極的に活用されているか。
- ウ 事業者向けアイヌ関連基礎講座の開催
 - (ア) 講座内容は事業者のスキルアップにつながる内容で将来的に活用できる仕組みになっており、講師は客観的な視点を有している者の選定を計画しているか。
- エ アイヌ文化体験・学習等モデルコースの設定・PR
 - (ア) 多くの人の来訪意欲を喚起するような、魅力を感じるモデルコースが策定できる計画となっているか。
 - (イ) 食や自然、縄文遺跡群等の地域資源がコンテンツとして盛り込まれており、各コースのコンテンツを十分に見学や体験のできる適切な策定計画となっているか。
 - (ウ) 多様な媒体を用い、幅広い層への効果が期待できるPRとなっているか。
- オ アイヌ文化体験・学習等に関する無料情報誌の作成・配布
 - (ア) 多くの人の注目を集められる発信方法が提案されているか。
 - (イ) 無料情報誌への掲載内容に、一般からの興味を引くコンテンツが盛り込まれているか。
- カ その他の業務
 - (ア) 全国への発信力があるキャラクター等の活用により、アイヌ文化への新たなファンの獲得に資する独自事業、連携事業の企画が提案されているか。
 - (イ) PR業務において新型コロナウイルス感染症対策が適切であり、イベントの開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案されているか。

8 予算上限額

63,498千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和5年3月24日（金）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年4月27日（水）17時必着

イ 提出場所 (5)に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 説明会の開催

令和4年5月9日（月）に、企画提案書作成にあたっての説明会を実施する。

(3) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年5月16日（月）17時必着

イ 提出場所 (5)に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(4) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付ける。

「件名」に【質問：令和4年度アイヌ文化魅力発信事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載すること。

送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

なお、質問内容の趣旨等の確認する場合がある。

(5) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 川島

電話 011-231-4111（内線24-135）

FAX 011-232-4112

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書の作成に当たっては、別紙「企画提案書作成上の留意事項」を参照すること。
- (4) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (5) 提出された企画提案書は返却しないこととする。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできないこととする。
- (7) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) 関連情報を収集するための窓口
10の(5)に同じ
- (11) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が6者以上の場合には、書類選考を行う場合がある。
- (12) 審査結果及び特定者名
公表する。